

学校いじめ防止基本方針

芸西村立芸西中学校

第1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止等の対策を行う。

第2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

第3 いじめの理解

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人に気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きなかわりを持っている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

第4 いじめ対策委員会

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。当該組織は、いじめ防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報をもとに、組織的に対応する。いじめに関わるときには、当該組織が組織的にいじめであるかどうかの判断を行う。

① 組織の構成員

いじめ対策委員会は、学校長が任命した教頭、学年主任、生徒指導主事、人権教育主任、養護教諭をメンバーとして設置する。なお、メンバーは実態等に応じて柔軟に対応することも考える。

② いじめ対策委員会の役割

- * いじめ事案の発生時は、緊急会議を開催し、該当学年と連携を図りながら対応する。
- * いじめ対策委員会での内容や事案に応じての対応について職員会議において報告し、周知徹底させる。

- * いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や年間計画の作成・実行・検証・修正
- * いじめ防止等の対策の取り組みに関するチェックシート（教職員用・生徒用・保護者用等）の作成・検証・修正
- * いじめに関する校内研修の企画・検討

第5 いじめ防止のための取り組み

<学校づくり・授業づくり>

- * 本校は、いじめや不登校に陥りやすい発達障害等のある生徒が多く在籍している。いじめや不登校を予防するために、通常学級での特別支援教育の充実を図り、生徒にとって「安心・安全・充実」が保障されている学校づくりを行う。
- * 全ての生徒が参加でき、分かる授業を提供するためにユニバーサルデザインの授業を行う。

<集団づくり・生徒理解>

- * 発達障害等のある生徒への理解を深め、個別の指導計画を作成し、全教職員で共通理解を図り、指導・援助を行う（適切な支援のスキルを身につける）。
- * 排除のない安心できる学級をめざして生徒同士をつなげる学級経営を行う。
- * 生徒主体の生徒会・委員会活動・行事等を行い、生徒の存在感・達成感・成就感を実感させ、学級集団を高める。

<教職員の資質能力の向上>

- * 集団の中で配慮を要する生徒たちに気づき、生徒たちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れるような感性を高めることが求められている。そのためには、生徒達の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒達の気持ちや行動・価値観を理解するカウンセリング・マインドを高めることが必要である。
- * 授業を担当する全ての教職員は、ユニバーサルデザインの視点に立った公開授業を行い、指導力の向上に努める。

第6 いじめの早期発見、早期対応

(1) いじめの発見

- * 毎朝の打ち合わせで、生徒の様子について確認を行う。
- * 特別な調査等のみならず、個人ノートや生活ノートなども活用する。
- * 休み時間や昼休み、放課後など生徒の様子に目を配る。「生徒達がいるところには、教職員がいる」ことをめざす。
- * 成長の発達段階からみると、小学校中学年以降からグループを形成し、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、いじめが発生しやすくなる。学級内にどのようなグループがあるか把握し、気になる言動や事象が起こった場合は適切な指導を行う。
- * 積極的に保護者から相談を受け入れる体制や、地域の方から通学時の様子を寄せてもらえる体制を構築する。

(2) いじめの対応

いじめ情報のキャッチ



いじめ対策委員会を招集する。
いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。
いじめとして判断した場合は芸西村教育委員会に報告する。
見守る体制を整備する。(登下校、休み時間、清掃、放課後等)

正確な実態把握

指導体制、方針決定

生徒への指導・支援

今後の対応

*当事者双方、周りの生徒から、聞き取り記録する。
*個々に聞き取りを行う。
*関係職員と情報を共有し、正確に把握する。
*一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

*指導のねらいを明確にする。
*全ての教職員の共通理解を図る。
*教育委員会、関係機関との連携を図る。

*いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
*いじめた生徒に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

*継続的な指導や支援を行う。
*カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
*いじめをみていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。

保護者との連携

*直接会って、具体的な対策を話す。
*協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

第7 PTAや地域の関係団体等の連携について

- * PTAと連携し、いじめ問題の背景となっている子ども取り巻く諸問題やサインに気づく方法等に関する研修を行う。
- * いじめ問題の解決を進めていくために、開かれた学校推進委員会とともに、学校のいじめ問題を取り組みについて検証する。
- * いじめた生徒の置かれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、児童センターや健康福祉課、民生委員等の協力を得て対応する。